

所有者不明農地制度の活用事例

阿南市農業委員会(徳島県)

概要

阿南市に所在する農地について、登記名義人の死亡により相続登記が行われておらず、相続人が不明となっている農地があった。地域の耕作者から借受希望があったことから、農業委員会が戸籍等の公用取得により相続人の探索を実施したが、すべての所有者等を確認することができなかつたため、農地法の規定に基づき所有者不明農地として公示を実施し、農地中間管理機構を通じた農地利用の確保を進めている。

対象農地

探索した農地 11筆 6,311 m²

公示した農地 7筆 4,894 m²

活用制度: 農地法(所有者不明農地制度)

手続の流れ

- 所有者探索 約1~2ヶ月
- 相続関係者に通知・回答まち 約2~3週間
- 公示期間 2ヶ月
- 公示終了後 農地中間管理機構による利用権設定手続

取組の経緯

○ 阿南市に所在する農地について、登記名義人が死亡しているにもかかわらず相続登記が行われておらず、農地の利用が停滞するおそれがあった。

○ 当該農地については地域の耕作者から借受希望があり、農地の有効利用を図るため、所有者不明農地制度の活用を検討した。

○ 農業委員会が土地登記簿、戸籍簿等を公用取得し、登記名義人の相続人(配偶者及び子)について探索を実施した。

○探索を進める中で、4筆の農地については土地改良事業の対象となっており、県担当者から「所有者不明土地管理制度」を活用した売買の実施を予定しているとの情報を得た。このため、当該農地については同制度による対応に委ねることとした。

○探索の結果、一部の相続人を確認することができたため、相続関係者に対して簡易書留による通知を行った。なお、期限までに返信がなかったことから、農地法に基づき所有者不明農地として公示を実施した(令和7年12月)。

○ 公示期間終了後、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付を行う予定としている。

制度活用のポイント

○ 農業委員会が戸籍等を公用取得し、相続関係の整理を行うことで、所有者不明農地制度の手続を円滑に進めることができた。

○ 手続開始前に耕作者と賃料や貸借条件について調整を行い、制度活用後の農地利用が円滑に進むよう事前に確認を行った。

○ 農業委員会、県及び農地中間管理機構が連携しながら手続を進めている。

今後の展開

所有者不明農地は農地集積の障害となる場合が多いことから、阿南市農業委員会では本制度の活用を通じて農地の有効利用を進め、地域の担い手への農地集積を推進していく。